

# **四国中央市人権施策基本計画**

**四国中央市**

## 四国中央市人権施策基本計画

### 目次

1 人権施策基本計画の考え方 ······	1
(1) 人権施策基本計画とは	
(2) 基本計画の策定意義	
(3) 基本計画に関する法律や計画	
2 基本計画の目標と理念 ······	2
3 人権教育・啓発の推進 ······	3
(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
① 就学前、学校における人権教育の推進	
② 家庭、地域における人権教育・啓発の推進	
③ 企業における人権教育・啓発の推進	
(2) 市職員、教職員に対する人権教育の推進	
① 市職員	
② 教職員	
4 さまざまな課題への対応 ······	6
(1) 同和問題	
(2) 女性	
(3) 子ども	
(4) 高齢者	
(5) 障がいのある人	
(6) 外国人	
(7) エイズ患者・H I V感染者	
(8) ハンセン病患者・元患者	
(9) 犯罪被害者	
(10) 刑を終えて出所した人	
(11) 性的マイノリティー	
(12) インターネットによる人権侵害	
(13) アイヌの人々	
5 推進体制 ······	10
(1) 市の推進体制	
① 具体的推進プランの策定	
② 全局的な推進体制の整備	
(2) 国、県及び関係機関等との連携	
(3) 各種団体等との協働の推進	
用語解説（50音順） ······	12
参考資料	
世界人権宣言 ······	16
日本国憲法（抄） ······	19
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ······	22
愛媛県人権尊重の社会づくり条例 ······	23
四国中央市人権尊重のまちづくり条例 ······	24
四国中央市人権施策推進協議会規則 ······	25
人権尊重都市宣言 ······	26

# 1 人権施策基本計画の考え方

## (1) 人権施策基本計画とは

この基本計画は、市民一人ひとりの人権が尊重される明るい地域社会の実現を目指して制定した「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」第2条の規定に基づき、人権施策を総合的かつ効果的に推進するために策定し、人権教育、人権啓発、人権擁護を中心とした人権行政の推進方針や計画を示すものです。

また、この基本計画は、他の様々な施策に関する方針や計画の策定にあたって準拠すべき性格を持ち、市が推進するあらゆる行政の分野で、人権尊重の理念を浸透させていくものです。

## (2) 基本計画の策定意義

「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」では、人権の課題が克服され、すべての人の人権が尊重されるためには、人権が特別なものと考えるのではなく、当たり前のこととしてお互いの存在を尊重し認め合い、人権の理念を普遍的な文化とする社会を築かなければならず、こうした人権文化を創造し、育むまちづくりを進めるためにたゆまぬ努力を傾けることを決意しています。

人権施策基本計画においては、こうした人権文化の構築を目指します。人権文化の構築とは、一人ひとりの人権意識を育むだけでなく、人権が私たちの生き方の中に思考や行動の価値基準としてしっかりと根づいた社会をつくりだしていく取組です。すべての市民においては、基本計画を策定することにより、身のまわりにあるさまざまな人権の課題が、自分自身の生き方に関わる課題であることに気づき、お互いの人権を守り大切にするという態度を形成していくことで、人権尊重を基礎としたまちづくりに貢献することが期待できます。

また、行政内部においては、基本計画を策定することにより、人権問題が担当者や直接的な関わりのある機関・部署の課題にとどまらず、組織全体や職員一人ひとりの課題として再認識し、人権尊重を基礎としたまちづくりを積極的に推進することができます。

## (3) 基本計画に關係する法律や計画

次のとおり、人権施策基本計画に關係する法律や計画があります。

1994（平成6）年12月 「人権教育のための国連10年」を国連総会で採択

1997（平成9）年 7月 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を国が策定

2000（平成12）年12月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行

2002（平成14）年 3月 「人権教育・啓発に関する基本計画」を国が策定

2004（平成16）年 7月 「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」を市が制定

2004（平成16）年12月 「人権教育のための世界プログラム」を国連総会で採択

2004（平成16）年12月 「愛媛県人権施策推進基本方針」を県が策定

2005（平成17）年 3月 「人権尊重都市宣言」を市が議決

#### ※基本計画の見直し

この基本計画については、人権を取り巻く社会情勢の変化や新たに発生する人権課題に対応するため、四国中央市人権施策推進協議会での協議を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 2 人権施策基本計画の目標と理念

市民、事業者、行政が協働のまちづくりを進めていくうえで、共有すべき指針であり、基本となる計画が「四国中央市総合計画」です。その中で、まちづくりの理念を「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」としています。それは、まちづくりとは、しあわせな暮らしを実現しようと一生懸命に生きている市民を支え、応援することにほかならず、そのためには市民が主体となったまちづくりを進めていくことが大切であり、市民一人ひとりがしあわせであってはじめて、まち全体が活力に満ちて発展していくとの考えに基づくものです。

人権施策基本計画は、まちづくりの主体となる市民に必要な人権感覚等の醸成や市民のしあわせな暮らしの実現に向けて、市がその条件整備と支援を行うことを提起するものです。

計画の根底となる人権教育・啓発を推進するためには、人権問題に対する関心の喚起、情報の提供、教材等の整備、学習の場と機会の提供、推進者の養成などを主要な目標とする事業を展開することが必要です。また、行政施策全般については、種々の人権課題に即し、人権尊重の視点で事業等の点検や評価を行うことをめざします。

四国中央市の最高規範（憲法）である「四国中央市自治基本条例」においても、市民の責務として、市民は互いに人権を尊重し、協力し合うことが明示されており、だれもが安心・安全に暮らせるまちは、成熟した市民により形成される民主的な社会であり、人権文化に満ちた社会であるといえます。

一人ひとりの個性やさまざまな文化の多様性を認め合う。すべての人が自らの尊厳について認識し、自己実現の権利を認め合う。そのような人権文化を市民と行政によって築いていくことを人権施策基本計画の基本理念とします。

### 3 人権教育・啓発の推進

#### (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育及び人権啓発については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」〔2000（平成12）年法律第147号〕の第2条において、『人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。』と定義しています。人権教育・啓発が目指すものは、私たち一人ひとりが、さまざまな人権課題の本質を正しく理解し、身のまわりで起こる問題に気づき、生活の場からの解決に向けて、知識・技能・態度を身に付けていくことです。そのために、学校や地域、職場などあらゆる場で、共感と共生の社会の実現に貢献できる人権教育・啓発を推進します。

「市民意識調査」において、「人権・同和教育の学習会への参加状況」の回答結果では、「1年間一度も参加したことがない」と回答した人が 74.2 %となっており、その理由として、「学習会が開催されていることを知らなかつた」と回答した人が 34.2 %、「関心がない」と回答した人が 23.9 %という結果になっており、市における取組の周知や市民の関心の度合いが低いといった課題が明らかになりました。

こうしたことから、人権教育・啓発の推進に当たっては、さまざまな人権課題の本質を踏まえたうえで、根底にある共通の課題を見極めて、総合的・有機的に推進することに努めるとともに、市民ニーズを的確に把握し、人権を自分のこととしてとらえ、関心を喚起できるよう努めながら、生涯にわたり継続した学習ができるよう、子どもから大人まで、長期的な視点に立った取組を進めます。

##### ① 就学前、学校における人権教育の推進

就学前・学校教育においては、教育活動全体を通じて、児童・生徒がさまざまな人権問題の解決に向けた態度や行動力を身に付けることができるよう、人権尊重の意識を高めていくことが必要です。また、児童・生徒の発達段階に十分配慮し、それぞれの実態に応じて創意に富んだ教育を行う必要があります。

また、人権教育の推進にあたっては、その担い手である保育所職員及び教職員の影響が大きいことから、関係機関と連携しながらこれら職員の資質の向上に努め、人権教育の取組の発展を図ります。

これまで、本市の学校、幼稚園、保育所における人権教育は、市の「教育基本方針」や「保育ガイドライン」さらには、県が策定した「教育基本方針」並びに国が策定した「保育所保育指針」等に基づき推進してきました。

今後も、これらの基本的な方針に沿って推進し、社会の変化にも的確に対応しつつ、自ら考え、主体的に行動する子どもの育成を目指します。

### **ア 就学前における人権教育の推進**

就学前教育では、乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期です。さまざまな遊びやふれあい等を通して、自分を意識したり、相手の存在に気づいたりするとともに、社会生活を営んでいくうえでの基本的なルールやマナー、生活習慣を身に付けることが求められています。

このため、一人ひとりが大切にされる集団の中で確かな人権感覚が培われることを踏まえ、他の幼児とのかかわりを通して、相手を尊重する気持ちをもって行動できたり、思いやりをもつことができたりするなど、子どもたちに人権尊重の芽生えが感性として育まれるように配慮することが大切です。

### **イ 学校における人権教育の推進**

学校教育では、命の尊厳や人権の概念と価値についての認識を培い、すべての人の人権が尊重される社会を築いていこうとする意欲や態度、また、人権尊重の理念に基づいて、人と人が豊かに共生していくために必要な資質や技能の育成を図ることが大切です。人権教育は、知識の伝達にとどまらず、児童・生徒一人ひとりが、命を大切にする心、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みをわかる心、正義感や公正さを重視する心などといった豊かな人間性を育成するとともに、自立心や責任感を培っていくことが求められます。

## **② 家庭、地域における人権教育・啓発の推進**

家庭は、私たちの生活の基礎を担うところであるとともに、あらゆる教育の出発点です。家族とのかかわりを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、また、人格を形成する場として、重要な役割を果たしています。

しかし、家族形態の多様化が進む中で、家庭の養育力や教育力が低下しているといわれており、近年、さまざまな人権問題が顕在化しています。

子どもが最初に出会う社会としての環境づくり、将来を見通した家庭教育の重要性、自尊感情を培ううえでの家庭の役割の大きさなどを再認識し、家庭の教育力を高めることができるように啓発するとともに研修会の充実を図る必要があります。

また、地域は、そこに住む人々が交流活動を通して、つながりを深め、相互扶助やお互いの人権を尊重する意識を身に付け実践していく重要な学習の場です。

しかし、地域社会のあり方も、以前に比べ住民の暮らしが個別化し、地域の相互扶助機能が弱くなっているといわれています。そのような地域社会で起きる人権問題を解決していくために、人権教育は、地域共同体の再生や地域づくりを図る際のキーワードとして、機能しなければなりません。一人ひとりの自己実現を支援し、ともに生きる地域をつくり出すためには、人権は欠くことのできないものとなります。それぞれの地域において出会いと交流が大切にされ、

お互いに認め合い、学び合うことを通じて、一人ひとりに地域の一員であるという自覚と存在感を育むことが大切です。

また、地域にきめ細かく人権教育・啓発を推進するうえでは、市民と協働での取組が必要であることから、人権問題を正しく理解し、地域で実践できる人材の養成・育成に努めます。さらには、家庭と学校、地域社会が連携し、地域に暮らす人々が生涯を通じて人権について学んでいけるよう、学習の場の提供や機会の充実を図るとともに、研修講師の派遣や学習プログラムの研究など、社会教育における取組の充実に努めます。

### ③ 企業における人権教育・啓発の推進

「人権が尊重される社会の確立」の課題は、国際基準（グローバルスタンダード）となっています。先の「人権教育のための国連10年」の取組では、「人権の普遍的な文化を形成しようとする、教育、訓練、宣伝、情報提供の取組」にあたって、「企業その他一般社会における人権教育の推進」が重視されてきました。それは、豊かな人権文化を構築する上で、企業の果たす役割が今日非常に重要であることが背景となっています。

こうした国際社会の人権に関する動向も視野に入れながら、本市では、企業や事業所において基本的人権に配慮した適切な対応が図られるよう、啓発に努めてきました。企業は、その活動を通じて、地域社会における文化生活の向上に多大な影響を与えており、だれもが住みよい豊かな社会づくりに貢献するという社会的責任を有しています。

企業は、その社会的責任を認識し、そこに働く人々も地域社会の一員であることから、差別のない職場づくり、人権が尊重される社会づくりに努め、地域社会と共に存共栄することを大切にしなければなりません。

しかし、職場内ではセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの問題や、障がいのある人や外国人に対する差別や偏見等、さまざまな人権にかかる問題が起こっています。

同和問題にかかる問題では、近年、新たな『部落地名総鑑』やデータ化されたリストが発見され、差別の根深さが明らかになりました。また、行政書士等による住民票の不正入手問題があらためて浮上し、各方面に大きな衝撃を与えました。

このほか、就職の機会均等を図るための公正な採用選考システムを確立していくことも大きな課題となっています。今後とも、本人の適性や能力を引き出す観点にたった採用について、企業に対する啓発を進めています。

このような現実の問題や課題を踏まえ、市では、人権啓発研修への講師派遣や研修会の開催などを通じて、職場における人権啓発活動に対する支援を進めています。

## (2) 市職員、教職員に対する人権教育の推進

市職員や教職員は、人権問題について特に正しい認識と市民の個人情報にかかる業務に携わるという自覚を持つとともに、人権教育の推進、人権意識高揚のための推進者として、また、人権尊重の視点に立って職場環境や業務の改善のための知識と技能を身に付ける必要があります。

### ① 市職員

市職員は、あらゆる人権問題に関して正しい理解と認識をもち、人権問題解決のため、その職責を自覚し、市民一人ひとりの人権意識を高め、その職責を通じ、それを具体的に推進すべき役割を担っています。特に、市行政においては、市民と直接接するが多く、様々な部署において、女性、子ども、障がいのある人、高齢者、同和問題などの重要な人権課題に関わる施策を行っているほか、個人情報に接する職員も多いことなどから、人権に配慮した行政を推進していくことが重要です。

このため、市職員研修では、人権問題研修を市職員としての基本的能力・資質の向上研修の重点課題として位置づけ、あらゆる人権問題についての基礎的な内容を中心に継続的・計画的に実施します。

また、社会情勢の変化を考慮して、研修テーマや研修内容を設定したりするなど研修会のあり方を工夫し、常に有意義な研修となるよう創意工夫します。

一方、関係機関等が主催する研修会へ積極的に参加し、人権問題への先進的な取組や新たな人権課題への対応などを学び、情報提供などを行います。

### ② 教職員

教職員は、その行動が直接子どもに与える影響は大きく、その資質や能力は、重要な教育諸条件の一つです。今日の教育課題は多様化しており、課題解決に向けた教育実践を進めるためには、専門性が求められたり、多岐にわたる情報が必要になったりすることから、それらを考慮した研修を設定するなど、成果が期待できるよう創意工夫することが大切です。

また、市が開催する研究大会などの実践交流を柱として資質の向上を目指した研修会を計画的・継続的に実施する一方、関係機関等が主催する研修会へ積極的に参加し、こうした研修機会において学んだことを、さらに職場で議論し、深め合うことにより課題をすべての職員が共有するよう努めます。

## 4 さまざまな課題への対応

### (1) 同和問題

同和問題は、憲法が保障する基本的人権にかかわる重要な問題です。

実態的差別の解消を目的とした、地域改善対策事業等の取組によって、対象地域における環境は大幅に改善されました。また、心理的差別解消のため学校

や地域で進めてきた教育・啓発の結果、差別意識解消への成果も上がっています。

しかし、一方で、市民意識調査に見られるように、いまだ結婚や交際・就労の場において同和問題があると認識している人が半数を占めています。さらに、新たな問題としてインターネット掲示板への悪質な書き込みや差別落書きも発生しています。このように、根強い差別意識がいまだに存在しています。

今後は、この心理的差別の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、他のさまざまな人権課題との関連を考慮しながら、教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していく必要があります。

## (2) 女性

「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識が根強く残っていることから、社会生活のさまざまな場面において女性や男性という理由で不利益をうけることがあります。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントといった女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題になっています。

男女が互いに人権を尊重するとともに、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現やあらゆる暴力から女性を守るために相談や対応の体制整備を図る必要があります。

## (3) 子ども

家族形態の多様化や社会環境の変化の中で、家庭や地域における教育力や養育力が低下しているほか、子育て家庭の孤立などにより大人からの虐待や子ども同士のいじめ、近年では携帯電話によるトラブルや犯罪に巻き込まれるという状況が発生しています。

保護者の子育ての不安や悩み等を解消するとともに、子どもの人権が尊重され、健やかに成長ができるための環境づくりを学校や家庭、地域社会の大人が互いに連携し推進していく必要があります。

## (4) 高齢者

高齢化が進むなか、介護や医療の問題、高齢者に対する虐待や振込めサギ・消費者トラブルなどさまざまな問題が生じています。

高齢者が、家庭や地域社会、医療機関、福祉施設などのあらゆる場において、人間としての尊厳が守られ、社会参加等の機会が妨げられることなく生きがいのある安心した生活を送るための支援体制を充実させていく必要があります。

## (5) 障がいのある人

障がいの有無に関わらず、誰もが人間らしく幸福に生きる権利が保障されていますが、「障がい」に対する理解や配慮・支援不足等の要因により、障がい

のある人の自立や社会参加が阻まれている状況にあります。

家庭や学校、地域社会などのあらゆる場において、障がいのある人の人権が尊重され、地域で安心して暮らせるよう、理解と認識を深める必要があります。

#### (6) 外国人

日本に在住する外国人の中には、文化や習慣などの違いから偏見や誤解に苦しむ人たちが多くいます。また、言語の違いから地域社会との交流が不足し孤立する人や、行政サービスを受けることが困難な人もいます。

このような問題をなくすためには、外国人と日本人が、互いに多様な文化や習慣、価値観等の違いを正しく認識した上で、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重し合い、共生できる地域社会の実現を図る必要があります。

#### (7) エイズ患者・HIV感染者

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因であるHIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染力は非常に弱く、感染経路は限られており、正しい理解があれば日常生活をともにすることができます。しかし、1980年代、エイズ症例が初めて報告されてから、誤った認識や偏見により、職場での迫害、入園や入学の拒否、医療現場における差別やマスメディア報道におけるプライバシー侵害などの問題が生じました。

こうした偏見や差別の解消のためには、正確な医学情報の迅速な提供とともに、正しい理解をもって患者やその家族の人権に配慮する必要があります。

#### (8) ハンセン病患者・元患者

ハンセン病は、らい菌によって体の皮膚と末梢神経が侵される感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、感染しても発病することは稀です。さらに、仮に発病しても効果的な治療法があり、完全に治る病気となっています。

しかし、かつては遺伝病と誤解され、本人だけでなく家族までもが差別を受けてきました。ハンセン病患者を一般社会から隔離する政策を取り続けてきたことから「不治の病」と考えられ、「怖い病気」という意識を定着させてしまいました。

1996（平成8）年、隔離政策は終了し、2001（平成13）年には国も誤りを認めましたが、社会に残る差別や偏見、隔離されたまま高齢を迎えるをえなかつたことなどのさまざまな事情から、全国の療養所には、今なお元患者の多くが、病気が完治したにもかかわらずふるさとに帰ることが難しい現状があります。

ハンセン病についての正しい知識とハンセン病元患者等の人権尊重に対する理解を深める教育と啓発を推進し、ハンセン病療養所入所者の社会復帰を推進するための支援が必要です。

また、ハンセン病に対して犯してしまった過ちと同様の過ちを他の病気や障

がいにおいて繰り返すことがないように、ハンセン病を巡る歴史を次世代に引き継ぐ必要があります。

#### (9) 犯罪被害者

犯罪被害者とその家族は、直接的な被害はもとより、それに付随する精神的、経済的被害を受けています。一部のマスメディアの過剰な取材や報道によって、プライバシー侵害、名誉毀損、平穏な私生活の侵害など、さまざまなストレスに苦しむことがあります。

このようななかで、犯罪被害者等の支援、救済を図る法的整備が進められてきました。しかし、制度面の改革だけではなく、犯罪被害者やその家族に対する無責任な噂や中傷などが生ずることのないよう啓発を進める必要があります。

#### (10) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対して、根強い偏見や差別意識があります。就職や入居に関する差別や、悪意のある噂や地域社会などからの拒否的な感情など、本人の努力にも関わらず、更正意欲がそがれてしまうことがあります。社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、その家族や親族についても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真の社会復帰を実現し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更正意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。刑を終えて出所した人の人権に配慮し、同じ社会の一員として温かく迎えることが大切です。

#### (11) 性的マイノリティー

人間の性的指向には、いろいろな形があります。異性を愛する人だけではなく、同性愛や両性愛の人もいます。また、性の自己認識「こころの性」と生物学的な性「からだの性」が違うと感じてさまざまな葛藤が生じる性同一性障害の人もいます。人間を単純に「男性」と「女性」の二つのパターンとしてとらえ、それ以外を認めない考え方には、このパターンにあてはまらない人々を苦しめる原因となっています。多様な性のあり方を認めあうことは、広くすべての人々の人権を守るために大切です。

#### (12) インターネットによる人権侵害

高度情報化社会（IT社会）が急速に進展し、インターネットや電子メールは、だれでも情報が発信できる手軽で便利なメディアとして急速に普及しています。匿名で発信できることから、他人を誹謗し中傷する表現やプライバシーの侵害、差別を助長する表現等が掲載されるなど、人権にかかわる問題が増えています。

また、インターネットや、電子メールでは、いったん出てしまった情報は発

信者の意図にかかわらず、急速にあらゆるところに広がる可能性や受信者が誤った情報でも正しいものと判断してしまう危険性もあります。

しかし、違法・有害なインターネット上の掲載を規制する制度が不十分なこともあります。なかなか有効な対策が取れない状況にあるため、関係機関に早急な対策を求めるとともに、正しい情報モラルを身につける必要があります。

### (13) アイヌの人々

アイヌの人々は、狩猟や漁労を中心とした暮らしを営む中で、独自の言語であるアイヌ語や「ユーカラ」などの口承文芸や古式舞踊など、豊かな文化をはぐくんできました。

明治時代になると、政府は、アイヌの人々の日本国民への同化を目的に、1899（明治32）年に「北海道旧土人保護法」を制定し、農業の奨励や医療や教育などの保護対策を進めようとしたが、付与された土地が良好でない場合が多いことから、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、アイヌの人々の伝統的生活習慣や文化が失われてきました。

この法律は、1997（平成9）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の施行に伴い廃止されました。現在も、アイヌの人々に対する正しい理解や認識が不十分なため、結婚や就職における差別や偏見の存在も報告されており、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る必要があります。

以上のような課題のほかにも、ホームレスの人々に対する嫌がらせや暴行事件、北朝鮮当局による拉致問題をはじめとする人権侵害問題、性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）等のさまざまな人権問題が発生しています。また、社会の変化により、これからも新たな人権課題が表面化していくことが考えられます。今後とも、それぞれの課題に対応した施策と人権教育・啓発が必要となります。

## 5 推進体制

### (1) 市の推進体制

市が行う業務は、すべて人権と関わっており、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立った行政を推進していくことが求められています。このため、市のあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

#### ① 具体的推進プランの策定

「四国中央市人権施策基本計画」に基づき、具体的に人権施策を推進するため、各部局において推進プランを策定するとともに、四国中央市人権施策推進協議会の意見を踏まえ、基本計画及び推進プランの適切な進行管理に努めます。

## ② 全庁的な推進体制の整備

人権を尊重した総合的かつ効果的な施策を全庁的に推進するため、四国中央市人権推進本部を核として、部局相互の連携・協力を図ります。

### (2) 国、県及び関係機関等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、市町村等の行政機関及び関係機関等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進していますが、より一層総合的・効果的に推進するためには、相互の緊密な連携と協力体制を強化することが必要です。

法務局や人権擁護委員などの国の機関や市町村等で構成される人権啓発活動ネットワーク協議会や市内の多くの関係機関・団体・企業・学校・行政で構成される四国中央市人権教育協議会をはじめ関係諸団体が互いに有機的な連携を図ることにより、それぞれが持つ教育、啓発、擁護といった従来の機能や社会的役割をさらに發揮することができます。

### (3) 各種団体等との協働の推進

人権意識の高揚や人権擁護の推進については、行政だけでなく、各種団体やNPO、企業などの自主的、主体的な活動が不可欠であり、市がこれらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

特に、近年、価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPO活動などに参画する人が増加し、地域づくりの担い手として、大きな役割を果たしています。

行政としても、これらの自主的な取組やノウハウを活かしていくことは、市民が主体的、自主的な活動により人権教育・啓発を推進する観点からも重要です。

また、行政、NPO、ボランティア、企業等がパートナーシップを形成し、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮することにより、人権施策の充実が図られます。

## 用語解説

(50 音順)

### ア 行

#### ● H I V

ヒト免疫不全ウィルス (Human Immunodeficiency Virus) の略で、1983（昭和 58）年に発見されました。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しませんが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染します。H I V感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS : Acquired Immunodeficiency Syndrome）の発症までには 10 年以上かかると言われます。近年、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されています。

#### ● N P O

非営利組織 (Non-Profit Organization) の略語で、株式会社や有限会社などと違い、営利を目的としない団体です。現在、日本では、市民が主体となって社会貢献活動を行っている団体を指してN P Oと呼ぶことが多いようです。1998（平成 10）年に、「特定非営利活動促進法」（通称「N P O法」）が施行され、この法律に基づいて法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（N P O法人）と呼ばれています。

### カ 行

#### ●公正な採用選考システム

企業等が労働者を雇用する際、基本的人権の尊重の理念に基づき、特定の人を排除することなく、応募者に広く門戸を開き、職務を遂行するために必要な適正や能力を基準として採用選考を行う仕組をいいます。

### サ 行

#### ●自己実現

自分が持つ多くの可能性に気づき、その実現をめざしながら自己を確立することができます。アメリカの心理学者マズローの欲求の階層論によると、人間にとて最高の位置にある欲求とされています。

#### ●児童虐待

親などの保護者が監護する児童に対し児童虐待防止法第 2 条に掲げる行為をする

ことです。身体的虐待、性的虐待、養育放棄（ネグレクト）及び心理的虐待の形態があります。

### ●人権教育のための国連10年

国際連合は、1994（平成6）年の第49回総会において、人権という普遍的文化を世界中に創造することをめざし、1995（平成7）年から2004（平成16）年の10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議しました。この「10年」は、生活文化を形成する最も重要な要素として、普遍的な人権をとらえ、日々の暮らしを築いていくために国際的な取組がなされました。

### ●人権教育のための世界プログラム

国連人権委員会で2004（平成16）年4月に採択され、その後国連経済社会委員会と国連総会で承認された「人権教育のための世界プログラム」は、2005（平成17）年から始まる新たな人権教育に関する世界的枠組みです。このプログラムの特徴は、「すべての分野で人権教育の履行を維持し発展していくこと」「数年を時間的枠組みとするひとつの段階としてくくり、その期間特に焦点を当てる特定分野を各国共通のものとして設定して実施していくこと、このサイクルを繰り返していくこと」があげられています。

### ●人身取引（トラフィッキング）

人身取引は「現代の奴隸制」とも言われ、強制労働や性的に搾取する目的のために人を支配下におく行為をさします。国境を越えた移動がなくても、人身取引は起ります。人の密入国と混同して考えられやすい問題ですが、密入国と違って、人身取引の場合は「本人の意に反した」強制力や脅迫などが必ず伴います。

### ●心理的差別

同和対策審議会答申1965（昭和40）年のなかで、「実態的差別」と区別して用いられた用語であり、「心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である」と述べられています。

### ●性同一性障害の人々

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的見地に基づき行う診断が一致しているものをいいます。

### ●セクシュアル・ハラスメント

一般的には、「性的嫌がらせ」を意味するものとされ、労働の場では、性的な言動に対する労働者の対応により、降格、減給など労働条件に不利益を受ける「対価型セクシュアル・ハラスメント」、性的な言動によって就業環境を害される（不必要に身体を触る、性的な噂の流布、人目に触れる場所へのわいせつなポスター等の掲示など）「環境型セクシュアル・ハラスメント」の2種類に分類されます。

セクシュアル・ハラスメントの中には単なる嫌がらせに止まらず、心身に支障を及ぼしたり、職場環境を悪化させて働く意欲を低下させたり、最悪の場合には労働者側が退職に追い込まれるといった深刻なケースも見受けられます。

## タ 行

### ●男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいいます。

### ●地域改善対策事業（同和対策事業）

対象地域の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969（昭和44）年に制定された同和対策事業特別措置法に基づき実施されてきました。国は、33年間に3度にわたり特別措置法を制定し、周辺地域を含む生活環境の改善等、同和問題の解決のために積極的に取り組みました。

### ●ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には夫や恋人・パートナーなど「親密な」関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力といった意味で使われています。殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」など様々な暴力があります。また、これらが重なり合って起こることが少なくありません。

## ハ 行

### ●パートナーシップ

提携、協力、連合のこと。最近は、一つの目的を達成するために補完・協力しあう意味で、「協働」と表記される場合があります。

### ●パワー・ハラスメント

役職などの上位にあるものが、その地位を利用し嫌がらせを行うこと。本来の業務の範疇（はんちゅう）を超えて、継続的に人格と尊厳を傷つける言動をし、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることです。

### ●ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等さまざまな要因により、特定の住所を持たずには、道路、公園、河川敷、駅舎等で野宿生活を送っている人々を、その状態に着目して「ホームレス」と呼びます。

## ヤ 行

### ●有害サイト

アダルト、虐待・残虐、犯罪や自殺の助長、薬物等の売買や、誹謗・中傷、差別表現等の記述が多い掲示板など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報をインターネット上で提供しているところをいいます。

### ●ユーカラ

アイヌ民族に伝わる叙事詩の総称です。アイヌの人々は、文字を持たないアイヌ語によって、自然の神々の神話や英雄の伝説を、口伝えの言葉による豊かな表現で、語り伝えてきました。短いものから何日もかけて語られる長いものまであります。ユカラともいいます。

# 世界人権宣言

1948 (昭和 23 ) 年 12 月 10 日  
第3回国際連合総会 採択

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない

い。

## 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とがあざかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

1946（昭和 21）年 11 月 3 日公布

1947（昭和 22）年 5 月 3 日公布

## 前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第三章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に關し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第 23 条 学問の自由は、これを保障する。
- 第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。
- 第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律（民法第一編）でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- 第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
- 第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- 第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。
- 第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。
- 第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。
- 第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。
- 第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。
- 第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。
- 第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
- 第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。
- 第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

## **第十章 最高法規**

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年12月6日公布  
法律第147号

## （目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## （基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## （国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## （基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## （年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## （財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附則

### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### （見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 愛媛県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことの出来ない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。

## (県民の責務)

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

## (県と市町村との協働)

第4条 県は、市町村に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

## (基本方針の策定)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

## (愛媛県人権施策推進協議会)

第6条 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適當と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 愛媛県執行機関の付属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部愛媛県同和対策委員会の項を削る。

## 附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

# 四国中央市人権尊重のまちづくり条例

平成 16 年 7 月 6 日  
条例第 191 号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であることは世界人権宣言にうたわれている。また、日本国憲法では、基本的人権の享有と法の下の平等が保障されている。このような理念の実現に向けて、これまで多くの努力が払われてきた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な人権侵害が存在しております、また、社会情勢の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じている。

これらの課題が克服され、すべての人の人権が尊重されるためには、人権が特別なものと考えるのではなく、当たり前のこととしてお互いの存在を尊重し認め合い、人権の理念を普遍的な文化とする社会を築かなければならない。

私たちは、こうした人権文化を創造し、育むまちづくりを進めるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の責務を明らかにするとともに、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等あらゆる人権問題解決のため、市の施策の基本となる事項を定め、すべての人の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、これを積極的に推進するものとする。

## (市民の責務)

第3条 市民は、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを意識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互の人権を尊重しなければならない。

## (推進体制の充実)

第4条 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

## (人権施策推進協議会)

第5条 人権施策の推進に関する重要事項について協議するため、四国中央市人権施策推進協議会を置く。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 四国中央市人権施策推進協議会規則

平成 16 年 12 月 24 日  
規則第 177 号

## (趣旨)

第1条 この規則は、四国中央市人権尊重のまちづくり条例（平成 16 年四国中央市条例第 191 号）第 5 条の規定に基づき、四国中央市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、人権意識の高揚並びに人権擁護に関する施策等重要な事項について協議するものとする。

## (組織)

第3条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 市議会議員
- (3) 関係機関及び公共的団体の代表者
- (4) 公募による者

（平 21 規則第 35 ・一部改正）

## (任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、人権施策推進担当課において処理する。

（平 21 規則第 6 ・一部改正）

## (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日規則第 6 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 21 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 人権尊重都市宣言

平成 17 年 3 月 2 日  
議決

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにてもっている基本的な権利です。

わたしたちは、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生を幸せにすごせる社会の実現を願っています。

わたしたちは、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げ、明るく住みよい社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。